2022

# 暴力団情勢と対策

## ～企業・行政対象暴力の現状～

全国暴力追放運動推進センター
警察庁組織犯罪対策部

# 暴力団情勢

## 令和3年における主な暴力団情勢とその対策

六代目山口組と神戸山口組の対立抗争の激化を受け、令和２年１月、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）に基づき、特に警戒を要する区域（以下「警戒区域」という。）等を定めて両団体が「特定抗争指定暴力団等」に指定された後も、両団体の対立抗争は継続しています。

こうした中、両団体の特定抗争指定の期限を延長するとともに、警戒区域を見直し、情勢に応じた措置を講じています。

また、令和２年２月に任侠山口組から名称を変更した絆會も、依然として両団体と対立状態にあります。

今後も引き続き、市民生活の安全確保に向け、必要な警戒や取締りの徹底に加え、暴力団対策法の効果的な活用等により事件の続発防止を図るとともに、この機会に各団体の弱体化及び壊滅に向けた取組を推進していくこととしています。

さらに、工藤會については、平成 24 年 12 月に「特定危険指定暴力団等」に指定し、以降１年ごとに指定の期限を延長しているところ、令和３年 12 月には９回目の延長を行いました。

これまで工藤會に対する集中的な取締り等を推進してきた結果、主要幹部を長期にわたり社会隔離するとともに、その拠点である事務所も相次いで閉鎖されるなどしました。そうした中、令和３年８月には、福岡地方裁判所において、工藤會総裁に対する死刑等の判決が出されるなど、工藤會の組織基盤等に相当の打撃を与えています。

今後も、未解決事件の捜査をはじめとした取締りや資金源対策を強力に進めるとともに、工藤會による違法行為の被害者等が提起する損害賠償請求訴訟等に対する必要な支援や離脱者の社会復帰対策を更に推進していくこととしています。

このほか、暴力団排除の取組を一層進展させるため、暴力団排除に取り組む事業者に対する暴力団情報の適切な提供や保護対策の強化等に取り組んでいます。

## 暴力団の勢力

### ■暴力団構成員等の状況

暴力団とは、「その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」（「暴力団対策法」第２条第２号）のことをいい、その構成員及び準構成員等（以下、この項において「暴力団構成員等」といいます。）の数※は、令和３年末現在 24,100 人で、前年と比べ、1,800 人減少しました。うち、暴力団構成員の数は 12,300 人で、前年に比べ 1,000 人減少し、準構成員等の数は 11,900 人で、前年に比べ 800 人減少しました。

◆暴力団構成員等の推移

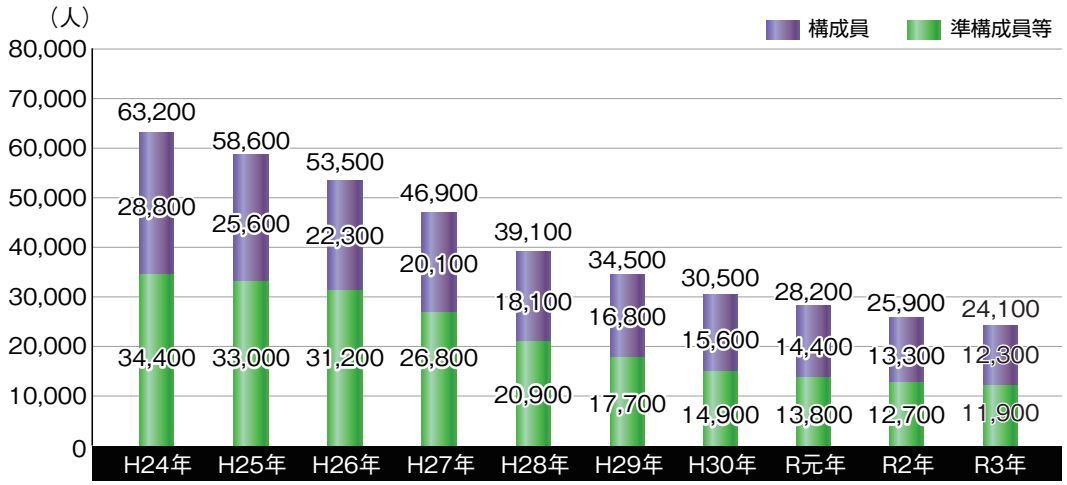


※本項における暴力団構成員等の数は概数であり、各項目を合算した値と合計の値は必ずしも一致しません。
注：準構成員等とは、暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいいます。

# 指定暴力団の状況

## ■指定暴力団分布図（25 団体）

令和3年末現在

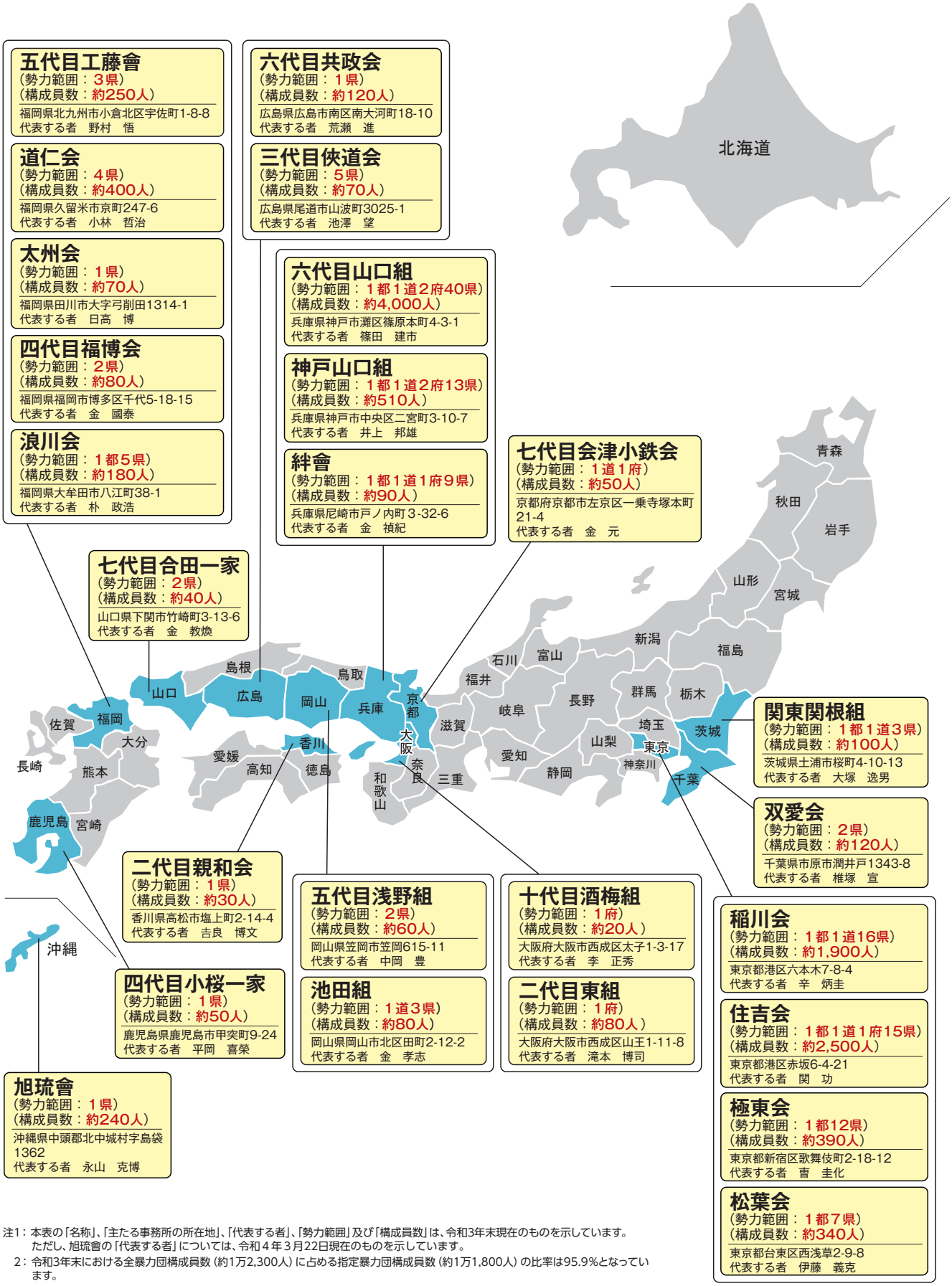


注1：本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」及び「構成員数」は、令和3年末現在のものを示しています。
ただし、旭琉會の「代表する者」については、令和４年３月22日現在のものを示しています。
2：令和3年末における全暴力団構成員数（約1万2,300人）に占める指定暴力団構成員数（約1万1,800人）の比率は95.9％となっています。